

令和3年度あきる野市介護サービス事業者等指導監査結果

令和3年度に介護サービス事業者等に対して実施した指導監査の結果及び主な指摘事項は次のとおりです。

1 指導監査実施事業者

No	事業者名	サービスの種類	実施日
1	ケアソリューション	指定居宅介護支援事業者	令和3年10月18日
2	介護相談事業所 あすか	指定居宅介護支援事業者	令和3年10月21日
3	訪問看護ステーションさくら	指定居宅介護支援事業者	令和3年10月29日
4	草花ケアサポート	指定居宅介護支援事業者	令和3年11月9日
5	草花ホームケア	指定訪問介護事業者	令和3年11月10日
6	介護サービスつながり	指定訪問介護事業者	令和3年11月18日
7	デイサービス戸倉ヴィラ別館	指定地域密着型通所介護事業者	令和3年12月2日
8	デイサービス マリモ	指定地域密着型通所介護事業者	令和4年1月6日

2 指導監査の結果

区分	文書指摘	口頭指摘
運営管理	0	21
サービス提供	18	18
合計	18	39

※文書指摘：関係法令に違反している事項 ※口頭指摘：関係法令に違反しているがその程度が軽微な事項、又は改善中の事項

3 主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容	根拠法令等	件数
アセスメントの実施	居宅サービス計画の作成に当たっては、課題分析標準項目により、アセスメントを行い課題を把握すること	<ul style="list-style-type: none"> ・市条例（居宅介護）第15条（6） ・省令第13条第6項 	6
秘密保持等	家族の個人情報を用いる際は、あらかじめ文書により、同意を得ること	<ul style="list-style-type: none"> ・市条例（居宅介護）25条 ・市条例（地域密着型）第59条（第35条の準用） ・都条例第111号第34条第3項 	4
アセスメント結果とプランの整合性	アセスメントの実施及び居宅サービス計画の作成を適正に実施すること	<ul style="list-style-type: none"> ・市条例（居宅介護）第15条（8） ・省令第13条第8号 	4
個別サービス計画の作成について	利用者の心身の状況や日常生活全般の状況等を把握し、個別サービス計画を作成すること	<ul style="list-style-type: none"> ・市条例（地域密着型）第59条の10 ・都条例第111号第28条第1項 	4
運営規程	重要事項説明書は運営規程と整合を図り、必要事項を記載すること	<ul style="list-style-type: none"> ・市条例（居宅介護）20条 ・市条例（地域密着型）第59条の12 	3
居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画に沿った介護サービスを提供すること	<ul style="list-style-type: none"> ・都条例第111号第20条 	2

※全ての指摘事項が令和3年度内に改善されています。

※根拠法令等は次のとおり略称して表記しています。

市条例（居宅介護）：あきる野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年3月26日条例第1号）

市条例（地域密着型）：あきる野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年3月28日条例第2号）

省 令：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）

都 条 例 第 1 1 1 号：東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年10月11日条例第111号）